

第165回

東京都新宿区都市計画審議会議事録

平成26年10月17日

新宿区都市計画部都市計画課

## 第165回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成26年10月17日

### 出席した委員

戸沼幸市、中川義英、星徳行、加藤仁、小田桐信吉、小松清路、下村治生、佐藤佳一、  
かわの達男、古澤宣考（代理…木村交通規制係長）、山本和宏、大崎秀夫、大浦美鈴、中西誠、

### 欠席した委員

石川幹子、窪田亜矢、倉田直道、喜多崇介、有馬としろう、根本二郎

### 議事日程

#### 日程第1 審議案件

- (1) 議案第289号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて（東京都決定）
- (2) 議案第290号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについて（東京都決定）

#### 日程第2 報告案件

- (1) 景観まちづくり計画一部改定について（報告）

#### 日程第3 その他・連絡事項

### 議事のでんまつ

午後 2時00分開会

○戸沼会長 皆さん、こんにちは。

それでは、第165回新宿区都市計画審議会を開催したいと思います。

まず、事務局から委員の方々の出欠について、お知らせください。

○事務局（蓮見主査） 事務局になります。

本日の出欠状況ですが、欠席の御連絡がございました委員は、石川委員、窪田委員、有馬委員、根本委員、倉田委員、喜多委員の6名です。また、新宿警察署長の古澤委員は御公務の

ため欠席で、代理で木村交通規制係長に御出席をいただいております。

本日の審議会は定足数に達しておりますので、審議会は成立しております。

以上となります。

○戸沼会長 それでは、配付資料ときょうの日程について、事務局からお願いします。

○事務局（蓮見主査） 事務局になります。

審議会開催に当たりまして事前に資料を御送付させていただいておりますが、誤記の修正等、また追加資料等ございますので、本日、机上に御用意してございますものを御使用ください。

まず、本日の資料の御確認をさせていただきます。

1 番目、議事日程表です。

2 番目、審議案件 1 としまして議案第 289 号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の見直しについてです。

資料としまして、資料 1、東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。参考資料としまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）案の概要。参考資料 2 としまして、パワーポイントの写しを添付させていただいております。

続きまして、審議案件 2、議案第 290 号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについてです。

資料としまして、資料 2-1、防災街区整備方針（案）抜粋。資料 2-2、別表 1 新旧対照表。参考資料 1 としまして、防災街区整備方針の見直しについて。参考資料 2 としまして、パワーポイントの写しを添付させていただいております。

続きまして、報告案件 1、新宿区景観まちづくり計画の一部改定についてです。

資料としまして、資料 3-1、新宿区景観まちづくり計画の一部改定について（報告）。資料 3-2 としまして、新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）の概要について。資料 3-3、「新宿区景観まちづくり計画」一部改定（素案）。参考資料 1 としまして、屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（素案）の概要について。参考資料 2 としまして、パワーポイントの写しを添付してございます。

その他、参考としまして机上新宿区都市マスタープラン、新宿区景観まちづくり計画、新宿まちづくりマップを御用意しております。

なお、都市計画マスタープラン及び景観まちづくり計画につきましては、会議終了後、事務局で保管をさせていただきますので、机上に置いていただけますようよろしくお願いいたします。

資料等、過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。よろしいでしょうか。ま

た、会議の途中で不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出ください。

続きまして、本日の日程です。議事日程表をごらんください。

日程第 1 審議案件 1、議案第 289 号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて（東京都決定）、審議案件 2、議案第 290 号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについて（東京都決定）

日程第 2 報告案件、新宿区景観まちづくり計画の一部改定について（報告）、新宿区決定となります。

日程第 3 その他・連絡事項についてです。

配付資料と本日の日程については以上となります。

また、マイクの使用方法について御説明をさせていただきます。まず、発言がある方につきましては、「要求 4」というボタンを押していただきますとマイクの先端が赤く光りますので、光りましたら御発言をお願いします。また、発言終了後、一番右の「終了 5」のボタンを押していただきますとそちらのランプが消えますので、発言終了の際はボタン 5 を押していただくようお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事を進めたいと思います。

きょうの案件は、審議案件が 2 件と報告案件が 1 件ということですが、会議の終了を 4 時というふうにひとまず見込んでおりますので、よろしく御協力をお願いします。

~~~~~

日程第 1

審議案件

(1) 議案第 289 号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて（東京都決定）

~~~~~

○戸沼会長 それでは、事務局から早速説明してください。

○事務局（蓮見主査） 事務局になります。

日程第 1、審議案件（1）、議案第 289 号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについてです。こちらの案件は東京都決定になります。

本日、御審議いただく案件につきましては、本審議会でも 5 月 16 日に御報告したものでござ

います。本日は東京都からの意見照会に対する区の意見を出すに当たり、当審議会で御審議をいただくものでございます。説明につきましては、都市計画課長より行います。

よろしく申し上げます。

○田中都市計画課長 都市計画課長の田中でございます。

それでは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランについて御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど事務局からの説明がございましたが、本議案につきましては前回の本審議会で事前に御報告をさせていただいております。

本日の説明ですが、右上に「議案 289 号」、「参考資料 1」と書かれている A3 版の資料をもとに、原案からの変更点を含め、パワーポイントで御説明をさせていただきます。

初めに、東京都では都市計画区域マスタープランの見直しを 12 月に予定しております。本年 8 月 1 日に都市計画法第 18 条に基づく意見照会が都から区に来ております。前回の報告と重なる部分もございますが、都市計画区域マスタープランの概要を改めて簡単に御説明をさせていただきます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第 6 条の 2 に基づき東京都が広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針です。都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものでございます。

東京都は 2004 年 4 月、目標年次を 2015 年とする都市計画区域マスタープランを策定いたしました。今回、人口減少、少子高齢社会の到来を初め、世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生など、さまざまな社会経済情勢等の変化も踏まえ、改定を行うこととしており、目標年次は 2025 年、平成 37 年となっております。

次に、都市計画区域マスタープランを含む体系図になります。

都市計画区域マスタープランやこの後説明します防災街区整備方針を含む 3 方針は、都が定める広域的な都市計画の方針となっており、新宿区で平成 19 年に策定いたしました新宿区都市マスタープランは区市町村が定める地域に密着した都市計画の方針となります。

都市計画区域マスタープランや 3 方針と新宿区都市マスタープランは相互に役割を分担して、目指す都市像を実現するための方針を掲げてございます。これらに基づき、市街地再開発事業や地区計画など、個別の都市計画が指定されていくこととなります。

都市計画区域マスタープランにつきましては、防災街区整備方針、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、いわゆる 3 方針とも整合を図ることとしております。

なお、3 方針のうち都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針につきましては、11 月ごろ都市計画法第 18 条に基づく都から区への意見照会が来る予定ですので、その時点で本審議会で御審議いただく予定でございます。

都市計画区域マスタープランは、基本理念を東京の都市づくりビジョンで掲げた「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」とし、国際競争力及び都市活力の強化など 7 つの基本戦略を掲げております。

次に、東京が目指すべき将来像でございます。

東京の都市構造として、広域的には引き続き東京圏全体の視点に立った都市構造である環状メガロポリス構造の実現を目指し、国際競争力を備えた魅力ある首都の実現に向けて取り組むとともに、身近な圏域では、誰もが暮らしやすいまちを実現するため、交通結節点などを中心とした集約型の地域構造に市街地を再編していくことを掲げております。

次に、ゾーンごとの将来像です。

センター・コア再生ゾーン、東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン、都市環境再生ゾーン、核都市広域連携ゾーン、自然環境保全・活用ゾーンの 5 つのゾーン区分に従い、各ゾーンの特性・将来像を記述しております。

新宿区につきましてはそのほとんどがセンター・コア再生ゾーンに位置しておりまして、西落合など区内の一部が都市環境再生ゾーンの中に位置しております。

センター・コア再生ゾーンの特性と将来像になります。区域につきましては、画面、着色した部分でございます。新宿区の部分はほぼ緑色になります。おおむね環状 6 号線、山手通りの内側となっております。

センター・コア再生ゾーンは、東京の都市文化の創造、発信拠点となっているなどの特性があり、国際的なビジネスセンター機能の強化と魅力や活力ある拠点の形成などの将来像が示されてございます。

次に、都市環境再生ゾーンの特性と将来像です。

区域につきましては画面の着色した部分で、オレンジ色で着色した部分が西落合に該当いたします。

都市環境再生ゾーンは住宅地を主体に、にぎわい、水と緑など多様な表情を有しているなどの特性があり、生活機能が集積した、誰もが暮らしやすいまちづくりなどの将来像が示されております。

次に、特色ある地域の将来像です。先ほどの A3 の資料の 3 ページも合わせてごらんくださ

い。

目標年次である 2025 年を見据え、今後 10 年間でまちづくりの動きが想定される拠点等について将来像を詳細に記載しております。

新宿区では、新宿駅西口・東口・南口、歌舞伎町、西新宿区五丁目、四谷、富久・若松、西早稲田・戸山、神楽坂、神宮外苑、落合が位置づけられております。

次に、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。区域区分につきましては、新宿区を含め、変更はございません。

次に、主要な都市計画の決定の方針です。

東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針を記述しております。土地利用と都市施設、市街地開発事業など、都市計画を手段別に 7 つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や各種制度の活用方針などを記述しております。

次に、東京都では都市計画区域マスタープランの都市計画素案や原案から今回の都市計画案の策定までに、素案に対する区市町村意見、原案に対する公聴会の開催、ホームページでの意見募集を行っております。

素案に対する区市町村意見は 396 件、うち修正の提案が 358 件。原案に対する公聴会の開催は 5 回。公述の申し出は 16 名からございました。ホームページでの意見募集は 19 名よりあったということを確認しております。

次に、その意見を踏まえて、都では原案を修正して案を今回策定いたしました。

原案からの主な変更点として、初めに新宿区にかかわる部分といたしまして、前回の新宿区の都市計画審議会の意見による変更点でございます。

前回御報告させていただいた際、特色ある地域の将来像として原案の時点で削除されておりました落合について、新宿区として復活の要望をしたいという御説明をし、本審議会でも落合は復活すべきだと皆さんから御意見をいただいたことから東京都と調整を行いました。その結果、今回、案として再度位置づけられ、将来像の記述といたしましては、落合崖線に残された斜面緑地や公園などの緑の保全及び充実が図られ、緑豊かで良好な住宅地を形成というふうに記述がされました。

次に、区市町村ホームページ・公聴会等の意見による主な変更点でございます。

まず、東京が目指すべき将来像の中の都市環境再生ゾーンの特性・将来像におきまして、大規模団地の更新を契機とした生活機能の導入が進み、安全・安心な質の高いまちが実現してきている姿を将来像に追加しております。

また、特色ある地域の将来像では、区市町村などから寄せられた意見を反映し、記載を拡充しております。新宿区におきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、原案時に削除されておりました落合が再度位置づけられたということになります。

都市計画の決定の方針においては、下水道及び河川の都市計画の決定の方針で新しい豪雨対策基本方針などを反映し、時間最大 75 ミリ・65 ミリ降雨への対応、雨水排除能力の増強などに関する記載を拡充しております。

また、災害に強い都市の形成に関する方針では、災害に強い都市の形成に関する方針をより明確に示すため、基本的な事項を追記しております。

最後に、主な経緯と今後の予定でございます。

平成 26 年 5 月に東京都都市計画審議会及び新宿区都市計画審議会で原案の報告を行っております。その後、都市計画法第 16 条に基づく原案の縦覧、ホームページの意見募集を行い、6 月から 7 月にかけて原案に対する公聴会を開催しております。8 月に都市計画法第 18 条に基づく区市町村への意見照会があり、9 月には都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の公示・縦覧を行っております。 今後は、本審議会での意見を踏まえまして区としての意見を回答した後、11 月 18 日に東京都都市計画審議会での審議を経て、12 月に都市計画決定・告示の予定となっております。

都市計画区域マスタープランの説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**〇戸沼会長** 前回もここら辺についての概要は説明があったと思いますが、きょうの説明に対して御質問とか御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

東京都全体にかかわるものと、それから新宿にかかわるものと区分けして、説明していただきました。新宿区については落合を特段位置づけたということと、やはり全体では防災、水害、地震もありますので、防災についてちょっとウォッチングしようという姿勢のようです。

それから、人口問題がドラスティックに変わるので、この 10 年、少子高齢化対応をどうするのか。団地であいてくるのがいっぱいあるので、そういうものについての目配りというのは東京都としても大きな課題ではないかと思いますが、新宿に当てはめるとどういうことになるか。オリンピックもありますし、ここ 5 年、10 年と非常に変化の最中ではないかと思うので、広い御意見をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

**〇佐藤委員** 議員の佐藤です。まず、御説明ありがとうございました。



この全体の流れなんですけれども、東京都の都市計画審議会で決定された後、新宿区として決定を受けた。これを読みますと、まだ非常に抽象的な話だと思うのですが、その後は、例えば都市マスのこういう改定とかを進めていくということになるのでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○田中都市計画課長 新宿区でも来年か再来年ぐらいから 2 年間もしくは 3 年間かけて、新宿区の都市マスタープランを変えていきたいと思っています。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 そうすると、都計審で決まった内容に沿って、区として 2 年かけて計画をつくっていくという理解でよろしいですね。

○田中都市計画課長 前回、10 年前ぐらいですか、都市マスタープランを改定したときも、何回か都市計画審議会の皆様には御審議いただいて、そういう中で最終的に都市マスタープランを策定したという流れになってございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

ちょっと細かい話になるのですが、29 ページの「木造住宅密集地域の改善」のところですが、ここで不燃化特区について記述があるのです。その中で、「移転を余儀なくされる住民向けの移転先を確保するため、都営住宅、公社住宅、公有地などを積極的に活用するなど」、「生活再建を強力的に支援する」という記述がございました。

不燃化特区に指定されている西新宿 5 丁目なんですけど、現在、中央北地区が工事が始まって、今進められておりますけれども、今後、北地区と中央南地区と 2 つ再開発の計画があるのですが、中央北地区で実際に計画が遂行されるだけで相当の方が移転を余儀なくされたのです。そのときに現状を維持した形で住居を探している方から、なかなか見つからないという話があったのです。そのときに、実際、こういう話があったのですか、公営住宅や都営住宅という話は。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○依田地域整備課長 地域整備課長です。

こちらは不燃化特区のためのプログラムの一つとして、都有地や都営の施設を活用してこのような配慮をするというメニューの一つでございます。再開発事業のときには、特にこちらは適用してございません。

○佐藤委員 僕が読み違えたのかもしれないのですが、例えばこれを読みますと、そうした移転を余儀なくされる住民の方に対して都営住宅をあっせんするというふうに私は読んだのですが、そういう意味ではないのですか。そういう意味ですか。

○**依田地域整備課長** 不燃化特区の事業の中で、新宿区はこれから地域に入って御相談しながら進めていくわけですが、都の用意しているメニューの中でこういったメニューも用意されていますという意味でございます。

○**佐藤委員** それでは、現在工事中のところは1カ所と、今後計画されているのが2カ所あって、こういう問題が実際に起きてくるわけですから、ぜひ検討して、こうした区民住宅なり都営住宅を都のプログラムに合わせて、実際、紹介していくように検討していただけないでしょうか。

○**依田地域整備課長** 広い意味での不燃化特区に入っておりますので、今後、都と調整を図ってまいりたいと思います。

○**佐藤委員** ぜひそれは検討していただきたいと思います。以上です。

○**戸沼会長** ほかに、どうぞ。どなたかございませんか。

はい、どうぞ。

○**かわの委員** かわのです。

これは2025年ということですから、オリンピック・パラリンピックのさらに5年先のところまでを見据えたまちづくりということなのです。

例えば、防災というのはその後のほうにも入ってきますけれども、ここで言う、そのようなまちづくり、特に新宿の関係でいうと、いわゆる水害というのか、新宿区に防災ハザードマップ、特に水害のハザードマップがあって、神田川の周辺を含めて、最悪の場合は2メートル以上というふうな状況が出ているわけけれども、そういうものに対して、建物だとか何とかというのは区である程度対策ができると思うのですけれども、特に神田川、妙正寺川周辺になると、これは区だけではどうにもならない。かなり都の役割というのが大きいだけに、その辺はこのマスタープランの中で、東京都ということであると、もちろん神田川だけではないのですけれども、その辺は何か具体的に示されているのか。あるいは、示されていないとすると、どういうふうに入れるのか。

河川で言うと、75ミリ・65ミリ降雨みたいなことが書いてありますけれども、いわゆるハザードマップに関連するようなものというのは、何か姿が見えるのですか。

○**戸沼会長** はい、どうぞ。

○**田中都市計画課長** 今回、変更点として、先ほども説明させていただきました時間雨量75ミリ・65ミリ。この75ミリというのが区部でございまして、65ミリというのが多摩のほうの対策雨量になります。

ことしの6月ですか、東京都で豪雨対策基本方針というのが策定されまして、それを受けて今回記述になったということで確認してございます。今まで50ミリ対応という方針だったのが75ミリということで、大きな方針が定まりました。これを受けて、今後、今委員からありました神田川、妙正寺川も含めて75ミリを目指した対応。川だけではなく、調節池とか下水とか、そういう総合的な対策になろうかと思いますが、そういうところで対応が進んでいくのかなということで考えてございます。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○かわの委員** そういう意味では確かに75、65というふうな数字にはなっていますが、その辺が今後、具体的にどう進められようとするのか。これだけでは何となく寂しいかなという感じもしたもので申し上げたところです。

それからもう一点は、各エリアということで整備目標がずっと入って、ここに落合が入ったのですね。

そのときに言えばよかったのかもしれませんが、別に山手線各駅に全部入れろとは言わないのだけれども、ずっとかなり主要な駅周辺があって、新宿で言うと、新宿、四谷というところになっているのですけれども、そういう意味からすると、高田馬場というのは、それなりに乗降客も含めて、JRの中でも、あるいは乗降客で言うと、たしか全国で8番目というところで、大変交通の接点でもあるわけです。

ここには西早稲田・戸山というふうには載っていますけれども、これは高田馬場という形では、何で入れなかったのですか。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○田中都市計画課長** 今後、10年間のまちづくりの動きが想定される拠点ということで、東京都のほうでの位置づけになります。

ただ、新宿区といたしましても、今委員がおっしゃるように高田馬場というのは全国でもベストテンに入る乗降客数を有する巨大なターミナルとして捉えてございます。

今後、いろいろと高田馬場で動きが出てきた際には、この区域マスタープランは10年間に一遍だとは思いますが、新宿区の都市マスタープランに別途位置づけるとか、そういう動きに合わせて、計画のほうへの記載も検討していきたいと考えてございます。

**○かわの委員** 前のほうを見ると、東部エリアだとか北部エリアだとかは、大体、主要な駅がほぼずっと載ってきているわけです。高田馬場は特に新宿区の交通バリアフリーの基本構想の中にも新宿駅とともにきちんと位置づけられる。

そういう意味からすると、今ここで言ったのではもう遅いというふうになるのか、あるいは意見としてきちんと、やはり高田馬場も西部エリアの48ページから49ページのところの中に地域エリアとして位置づける必要が、今、時点ではあるのではないかというふうに私は思うのです。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○田中都市計画課長** 実際、今、高田馬場については戸山口協議会という会を新宿区も事務局をやりながら開いております、その中で幾つかの対応は練っております。

今回、新たに今、案の段階で記載できるかどうかわかりませんが、今後いろいろとほかにも計画がございます。そういう中、で高田馬場については新たな動きが出てきた際には、記載するように頑張っていきたいと思っております。

**○かわの委員** ちょっとしつこいようだけれども、新たな動きが出てきたらこれの中に入れるということなのですか。それとも、向こう10年間の先に入れるということなのですか。僕は、これだけの地域が入っているとすれば、やはり、きちんとこの中に位置づけておく必要があるというふうに思いますし、高田馬場はそれだけのさまざまな拠点になる地域、あるいは駅周辺だと思えます。少なくとも西早稲田・戸山とは違うエリアですから、きちんと入れてほしいというふうに思いますけれども。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○田中都市計画課長** 高田馬場駅の重要性というのは、区としても非常に認識しております。

今回、この10年間でまちづくりの動きが想定されるということで、今、全然動いていなくても、例えば5年後、10年後はどうなるかというのはわからないところだと思います。

多分、ここについては東京都としても、今、何がしかの動きがある、都市づくりビジョンに位置づけられている、そういう動きを捉えて位置づけているという認識がございまして、今、高田馬場についてはなかなかドラスチックな動きが見えない中で位置づけをしてもらえないかということでは考えておりますが、次の更新が10年後になるということで、10年後では遅いのではないかという意見かと考えております。

これは中間の改定というのはなかなかないということですが、これに載らなくても新宿区の都市マスタープランがございます。この中で、もし動きが出れば、しっかりその動きをとらえて位置づけをして、その動きをしっかり促進できればと思っておりますので御理解いただければと思います。

**○かわの委員** ちょっとしつこいようですけども、東京都がそういうふうに位置づけていな

いというのは、それはそうかもしれない。だからこそ、新宿区が都計審の意見照会の際に、きちんと区として意見を出して入れてもらうための審議会ではないかなというふうに思うだけに、そこは言ったけれどもだめだったというのだったらそれはあれだけでも、少なくともこの中にきちんと、これらの地域を、特に前の5ページのほうからずっと後のページまで見たときに高田馬場が抜けているというのは納得できないし、そこはぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。会長、よろしくお願いします。

以上です。

○戸沼会長 ほかの方の御意見がございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

○加藤委員 加藤でございます。

今の質問の補足なんですけど、高田馬場はヘレンケラー協会初め、日本一盲人の方がたくさん集まる場所なんです。それも踏まえて、高田馬場は総体的にちょっとおくられているのではないかな。それはひとつ、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○田中都市計画課長 新宿区といたしましても、もちろん新宿駅は日本一、世界一のターミナル駅でございますが、その次に本当に乗降客が多い駅ということで、高田馬場駅の重要性、もちろん乗降客だけではなく、今委員がおっしゃった、そういう福祉施設も非常に多い。あと、大学等も含めた教育施設ですね。非常に多様なポテンシャルを持った駅だということで考えております。

今後、高田馬場も含めて新宿区としては課題として捉えておりますので、中長期的にはいろいろと考えていきたいと思っております。

○戸沼会長 中川先生、何か高田馬場の御意見。

○中川委員 高田馬場のところは、幾つか地元でも動きがあるかと思いますが、まだ大きな形にはなっていない。

ただ、少なくとも、今後改正されるであろう新宿区の都市マスのところでは、新宿区としての位置づけというのは明確に出しておいて、前に進めるのだということが必要だろうなというふうに思っています。

いろいろな調整のところ、今後は恐らくそれぞれの鉄道事業者との関係、それから、鉄道のところを考えていくと、まちの中の道路のつけかえの問題だとか、いろいろな事柄が出てくる。そこら辺はまだ議論にもなっていないところもありますので、そこら辺の熟度が高まって

いくことで進んでいくのかなというふうには、高田馬場に関しては思っています。

別のテーマで、いいですか。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○中川委員** 実は見えていて、私自身気がつくのがあれだったのですが、主要な都市施設などの整備目標というところで、いわゆる大規模地下街の浸水の問題。これで言うと、38 ページ。37 ページから「主要な都市施設などの整備目標」ということで、大規模地下街が 5 地区挙げられていて、この 5 地区に関しても 75 ミリ降雨対応をしていきますという中に、渋谷、それから東京駅、新橋、汐留、銀座、上野、浅草とあって、新宿の場合どうなのか。十分これに対応できているとは、ちょっとまだ言えないところもある。

75 ミリ対応は河川のところにおける問題だとか、調節池の問題です。ただ、新宿あたりを考えると、まちの中での 100 ミリ降雨、もしくは対応からすると、75 ミリのときに地下街への浸水対策の問題だとか、排水の問題だとかが気になるなということで、これもきっと今から入れるわけにもなかなかいかないのかどうか。新宿の場合、それもあるのです。

それから、それを言い出すと、池袋の地下のところもこれに関連してくるのかなとは思っているのです。

その点を、区として独自にできるものではないところもあるので、要望は今後出しておいたほうがいいのかなどというような気はしております。

**○戸沼会長** なるほど。高田馬場の位置づけ、それから地下街の様相が新宿なんかは確かに非常に複雑で、一般の人も地下街の安全性についてなかなか確信が持てない。それから、出入口の表示や何かも、ここはオリンピックもあるので、しなければいけない課題があるなどという御意見だと思うのですけれど。

そのほかに、東京都について要望があれば一通り出してみたらどうですか。今のは我々の意見ですから、そのほかに何か心配事があれば。

全体のらみは東京都の都計審でやると思いますがけれども、各区からいろいろな意見はまだ出る段階だと思いますので、要望があれば、意見として出していいと思います。

ほかにないですか。なければ全体として……

御意見があれば、どうぞ。せっきくの機会ですから。はい、どうぞ。

**○かわの委員** 37 ページの「連続立体交差事業」のところの西武新宿線のここは中井・野方間になっているのだけれども、高田馬場・中井間というのはどんな位置づけになっているのですか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○田中都市計画課長 連続立体交差事業の高田馬場・中井間につきましては、都市計画の決定はされているということでございます。

ただ、今回、中井・野方間については事業認可が、たしか今年か去年にとって、もう事業が進んで、具現化が図られているところということで記載がされていると考えてございます。

まだ都市計画の段階で事業化の目標年次も立たないということで、今回、高田馬場・中井間については記載がないのかなということで考えてございます。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○かわの委員 そうすると、都市計画決定はしているけれども、ただ具体的に、少なくとも向こう 10 年間の中ではなかなか具体化が出ないだろうということでここには載っていないということなんですね。

やはり、そんなにかかるんですかね。あその下落合とか中井の駅とかは。開かずの踏切が今でもあって、結構、事故が起こったりしているのではないかというふうに思うのであれですけども。そうですか。何ともあれだけでも……。とりあえずいいです。

○戸沼会長 それでは、大体御意見が出尽くしたようで、ひとまずどうでしょうか。東京都全体の 10 年後の、いわゆる都市マスということで、あと区にかかわる幾つかについては御意見があったということを附帯意見としてつけて、全体としては良ということではいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸沼会長 それでは、そういう形でこの議案については終わりたいと思います。

~~~~~

日程第 1

審議案件

(2) 議案第 290 号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについて（東京都決定）

~~~~~

○戸沼会長 それでは、次の議案について説明してください。

○事務局（蓮見主査） 事務局になります。

続きまして、日程第 1、審議案件 2、議案第 290 号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについてです。こちらの案件も東京都決定となります。

本日、御審議いただく案件につきましては、本審議会でも 2 月 5 日に御報告したものでござい

ます。

本日は、東京都からの意見照会に対する区の意見を出すに当たり、審議会で御審議いただくものです。

説明につきましては、地域整備課長からいたします。よろしくお願いいたします。

○**依田地域整備課長** 地域整備課長の依田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議案件 2、議案第 290 号 東京都市計画防災街区整備方針の見直しについて、御説明いたします。

東京都では、平成 20 年度に改定しました防災街区整備方針の見直しを 12 月に予定しております。

東京都が都市計画決定するに当たりまして、都市計画法第 18 条に基づき東京都からの意見照会を受けております。

本案件は、2 月の本審議会で御報告したものになります。前回御報告した原案からの変更は、文言修正などのみで、大きな変更はございません。

前回の御報告と重複いたしますが、主な見直し概要につきまして、本日はパワーポイントを使用して御説明いたします。本日の資料は、2-1、防災街区整備方針、都市計画案の抜粋、資料 2-2、別表 1、新旧対照表、参考資料 1、防災街区整備方針の見直しについて、参考資料 2、パワーポイントの写しの 4 点となります。

まず、防災街区整備方針とは、防災上、危険性の高い木造住宅密集地域について計画的な再開発または再開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するものになります。

法的な位置づけとしましては、密集市街地における防災街区の整備に関する法律、いわゆる密集法第 3 条に基づく方針となり、これを都市計画法第 7 条の 2、第 1 項の規定により都市計画に定めるものです。

また、審議案件 1 で御説明がありました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針などと整合を図り、定めるものとされており、防災街区整備事業や市街地再開発事業などの個別の都市計画の上位に位置づけられます。

次に、本方針において定める内容について御説明いたします。

本方針では、防災街区の整備に資する事業・制度などを重点的に展開することにより、建築物などの不燃化・共同化や公共施設の整備を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再



生を図るため、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定めます。

都内の防災再開発促進地区につきましては、資料 2-1、右下のページ数で 16 ページ目をごらんください。こちらのパワーポイントと同じ図がございます。

こちらは新宿区の部分を拡大したものです。内容につきましては、後ほど御説明いたします。

資料 2-1、右下のページ数で 17 ページ目には、防災再開発促進地区の位置図をおつけしましたので、参考にごらんください。

それでは、主な見直しの概要です。

まず、防災再開発促進地区について、区内の区域の変更はございません。

既決定地区はこちらの 5 地区となります。若葉・須賀町地区、西新宿地区、北新宿地区、上落合地区、赤城周辺地区の 5 地区となります。

こちらが今の 5 地区の位置図になります。緑色で着色した 5 地区になります。お手元にお配りいたしましたまちづくりマップの裏面にも同じ図がございます。

主な変更点といたしましては、西新宿地区につきまして防災街区整備事業や市街地再開発事業などの進捗状況に合わせた、文言の追加等を行ってございます。

また、本年 4 月にも不燃化推進特定整備地区、いわゆる不燃化特区へ指定されましたので、こちらも追加してございます。

その他の地区につきましても、まちづくりの進捗状況などに合わせて、文言の時点修正を行っております。

資料 2-2 が新旧対照表となっておりますので、詳細についてはこちらをごらんください。

参考に、防災街区整備事業について、少し説明いたします。

防災街区整備事業は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律、いわゆる密集法に基づくもので、建築物の権利変換による土地建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める、柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除去し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行うものです。

個別利用区を設定し、土地から土地への権利変換が可能な手法であるため、密集市街地において合意形成を円滑に進めることができるといったメリットがございます。

また、こちらはことし 4 月に不燃化特区に指定されました西新宿 5 丁目の区域図になります。オレンジ色の部分、地区北側の市街地再開発事業や防災街区整備事業に取り組んでいるエリアをコアゾーンと位置づけ、大規模な共同化による建物の不燃化、道路や公園の整備を推進していきます。一方、ピンク色の部分、地区南側については、今後、地元住民の皆様と意見交換な

どを行いながら、まちづくり方針などを作成予定です。あわせて、新たな防火規制や地区計画などを活用した不燃化まちづくりに取り組んでいく予定です。

次に、防災公共施設についてです。今回の見直しで西新宿地区内に新規の防災公共施設を位置づけます。地区内で実施予定の防災街区整備事業におきまして、防災機能を持つ都市計画公園を整備予定ですので、本方針において防災都市計画施設公園第1号として位置づけるものになります。

位置につきましては、こちらの赤で囲んだ斜線部分になります。資料 2-1、右下ページ数で 12 ページにも同じ図がございます。

最後に、改定の主な経緯と今後の予定です。

平成 26 年 2 月 5 日に本審議会へ原案の報告を行っております。その後、東京都が都市計画法第 16 条に基づく原案の縦覧、6 月から 7 月にかけて原案に対する公聴会を開催しております。9 月には都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の公告・縦覧を行っております。

今後は、本審議会での意見の回答の後、11 月 18 日に東京都都市計画審議会での審議を経まして、12 月に都市計画決定、告示の予定となっております。

防災街区整備方針の見直しについての説明は以上でございます。

**○戸沼会長** ただいまの説明に対して御質問等ございましたら、あるいは御意見がありましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

**○佐藤委員** どうも、御説明ありがとうございました。

先ほどスライドで見ました西新宿 5 丁目地区の南側の木密ゾーンの取り組みのことなのですが、この中で「地元と意見交換などを行いながら、まちづくり方針等作成」とあるのですが、具体的にどういうふうに進めるのでしょうか。

**○依田地域整備課長** ことしの 4 月に西新宿 5 丁目が不燃化特区に指定されまして、北側につきましては、先ほど説明したとおり、再開発事業等でコア事業として進めていく予定でございます。南側は木造住宅密集地域が広がっているわけでございますが、既に指定された時点でパンフレット等で指定されたことの周知はしてございます。これから地元に入りまして、説明会等を行っていきながら地域の方の意見をお聞きして、どのような形で東京都の支援メニューを使いながら不燃化を進めていくかといった話し合いを具体的にしていきたいと思います。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

○佐藤委員 その中で、新たな防火規制の区域の指定ということなのですが、新たな防火規制というのはどういうことなのでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○森景観と地区計画課長 今、準防火・防火地域というのが定められているところだと思います。そこで、準防火地域のところをもうちょっと、防火規制を強めるような新たな防火規制を定めることができることになっておりまして、そちらのほうを考えております。

具体的に言うと、今、上落合のほうでそれを定めておりますので、それと似たようなことをほかのところでもやっていくというところで、新宿のほうを考えているということでございます。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 最後の行で、「あわせて、地区計画の導入を検討」とあるのですが、これも具体的にはどういうことなのでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○森景観と地区計画課長 地区計画というのは、そのような防災まちづくりをやるときに当たって、さまざまなルールを変更していくというようことでございますので、それも既存のいろいろなところでやっているのと同じように、建物の面積だとか高さだとかを考えているということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○戸沼会長 いいですか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

○かわの委員 この防災街区整備方針というのは、いわゆる、火災とか、あるいは震災とか、そういうところが中心になっているかと思うのです。最近、特に広島の水害なんかも含めて、東京でいうと港区が、崖地が大変多いというふうに言われています。新宿区内も港区よりは少し少ないかもしれませんが、落合だけではなくていろいろなところで崖やそういうところがあるのですが、そういうものに対する防災方針というのはここには入っていないのですか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○依田地域整備課長 こちらは木造住宅の密集であるといったことに対する防災で、直接、崖の件は入ってございません。

○かわの委員 ちなみに、それは東京都の方針みたいなところでいうと何か、入っているのがあるのですか。崖地、とりわけそういうところ。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○野澤建築指導課長 今、委員おっしゃったのは、新宿の場合には急傾斜地、崩壊危険箇所ということで、5メートル以上を超える崖で、その両側に一定の住居なんかがあるところを指定しておりますので、こういった計画とは直接リンクをしたり、関連をしているというものはございません。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○かわの委員 直接、これはこれで、この方針としてあるのだけれども、それはそれでまた区としては別に、そういうものについて対策はもちろん持っているのだという理解でいいのですか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○野澤建築指導課長 例えば、これは平成24年の7月から、これは新宿区の独自の事業ですけれども、擁壁及びがけ改修等支援事業等で個別に所有者の方に安全化の指導をしたり、またはその改修に当たってはコンサルタント派遣だとか、工事費に対する助成といったことで支援をさせていただいているところです。

○戸沼会長 新宿区内で、崖で危険地域というのは幾つかありますか。これまでの震災で起きたような事例に該当しそうなところというのはあるのですか。

○野澤建築指導課長 広島でいうような土砂法に絡むような地域の指定というのは今のところございませんが、港区にも100カ所ぐらいあるのと同じように、5メートルを超えている崖について、一定の要件に当てはまるものを急傾斜地崩壊危険箇所というような位置づけをしているものが、区内に46カ所ほどございます。

○戸沼会長 それはそれでウォッチして対策を立てるということですね。

ほかにどうぞ。よろしいですか。

これはずっと継続して区でフォローしている事業だと思いますので、これは異議なしということでもよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、次のプログラムに行ってください。

○事務局（蓮見主査） ありがとうございます。

それでは、今、御審議いただきました議案第290号につきましては支障なしという形で回答させていただきます。

また、先ほど御審議いただきました区域マスタープランにつきましては、当審議会として支障なしという意見をいただくと同時に、先ほどの議論を踏まえまして、附帯意見等につきましては事務局で案を作成して、今後、文案につきましては会長と協議させていただきたいと思っております。

~~~~~

## 日程第 2

### 報告案件

#### (1) 景観まちづくり計画一部改定について（報告）

~~~~~

**○事務局（蓮見主査）** それでは、次の日程に移りたいと思います。

続きまして、日程第 2、報告案件 1、新宿区景観まちづくり計画の一部改定についてです。

こちらの案件は新宿区決定のものとなります。景観まちづくり計画を改定する場合は、景観法に基づき都市計画審議会に付議することとなっております。本日は、その改定に先立ちまして、事前に御報告をいただきまして、2 月ごろ当審議会で御審議をいただく予定となっております。

全体の概要につきましては、景観と地区計画課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○森景観と地区計画課長** 都市計画部の景観と地区計画課長森でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、暗くする前に資料を確認するような形でお願いたします。

資料 3-1 で A4、1 枚のもの、根拠の概要のものをつけさせてもらっております。

また、資料 3-2 が、今回のお手元にある新宿区景観まちづくり計画という厚い冊子の体系図、そして、そこに今回、何をつけ加えるかがわかるようなものを資料 3-2 でつけております。

また、資料 3-3 は、その景観まちづくり計画を追加して改定するとどのようなものになるかというような素案という形で、36 ページのものを配布してございます。

ただ、今回すごく分厚くなりますので、ご説明はスライドというか、パワーポイントを使って説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、座って御説明いたします。

新宿区の景観まちづくり計画でございますけれども、景観法に基づく景観計画でございます。平成 21 年 4 月から景観計画を運用してまいりました。お手元にある資料でございます。

これまで2回、一部改定を行ってきているところでございます。

今回、景観まちづくり計画を改定しようと思っっているところでございますけれども、景観法で都市計画審議会への付議が必要というふうになっておりますので、今回、その事前として御報告ということ考えているところでございます。なお、本来の付議というものは来年2月ごろ開かれる本都市計画審議会のほうにと思っっているところでございます。

それでは、今回の景観まちづくり計画の一部改定の趣旨について御説明いたします。

配付しておる資料3-1に該当しているところでございます。

その中で、今回は屋外広告物のことについて追加するということを考えております。

景観形成において屋外広告物というのはすごく重要な要素となっております。ただ、新宿区では、この重要な要素である屋外広告物のことに関しまして、景観事前協議の対象とはなっておりません。景観まちづくり審議会のほうから景観誘導の必要性について意見が上がったところでございまして、今回、それに基づいて追加改定をしようというものでございます。

その追加改定に当たっては、平成24年度から取り組みを開始してまいりました。学識経験者、区民、関係団体の代表者とともに検討を行ってきたところでございます。その検討結果をもとに、屋外広告物に関する事項を景観まちづくり計画に追加するという改定素案をまとめた次第でございます。なお、この案につきましては、本年8月に景観まちづくり審議会のほうに素案の報告をさせていただいてございます。

これまでの検討を踏まえまして、屋外広告物の景観誘導についてまとめたものがこちらの3点でございます。

まず1つ目でございます。景観事前協議というものを、現段階、建物の建築確認をする前に我々やっております。年間200件程度やっているのでございますけれども、その中に屋外広告物の景観誘導をつけ加えていこうというふうに思っております。

次に、2点目でございます。そのような景観事前協議が可能になるように景観まちづくり計画、そして景観まちづくり条例を改正したいというふうに思っております。

そして、3つ目でございます。その景観事前協議がより円滑に行われますように、ガイドラインを策定していきたいというふうに思っております。

それでは、景観まちづくり計画の一部改定について、詳しく御説明してまいりたいと思っております。

景観まちづくり計画の一部改定の内容も3つございます。

まず1つ目でございます。景観形成方針というものを、まちづくり計画の中に定めており

ますけれども、その中に新たに屋外広告物に関する事項を追加したいと思っています。

2 つ目は、区分地区、これは新宿区内を数カ所に分けているのですが、特別地区として景観の重要地区として分けております。その景観形成方針がございまして、そこにも屋外広告物に関する事項を追加したいと思っております。

3 つ目でございます。その各区分地区の建築物の新築等における景観形成基準、そちらのほうに屋外広告物に関する事項を追加したいというふうに考えております。

今申しました区分地区というようなものでございます。

景観まちづくり計画に定めておる区分地区でございまして、新宿区内で地域の景観特性に特徴があるというような特別地区として 6 地区ございます。その他の地区を一般地区としているところでございます。

続きまして、景観まちづくり計画の体系の中に今回の屋外広告物に関する事項をどこに組み入れるかというようなものをわかりやすくしたものが、こちらでございます。

これは、先ほど御説明いたしました配付資料 3-2 に該当するところでございます。今回赤く塗ったところが屋外広告物を挿入していこうというようなところでございます。

それでは、まず景観形成方針というものに、新たに屋外広告物に関する事項を追加することについて御説明しようと思っております。

景観形成方針の中に屋外広告物に関する事項、①番から⑥番までのことについて組み入れようと思っております。

①番、デザイン誘導などによる良好な景観形成から⑥番の地域特性を生かした広告のルールづくりというようなところの丸でございます。こちらのルールにつきましては、景観まちづくり審議会また、検討委員会の意見を踏まえて作成しております。

続きまして、改定内容の 2 つ目でございます。区分地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項の追加をとということに関するところでございます。

先ほど区分地区を見ていただきましたが、特別な区分地区 6 カ所あるところでございますけれども、その中の 2 つ、外濠地区と歌舞伎町地区のほうに新たに方針を追加したいと思っております。

「歴史あるおもむき外濠地区」というようなところがございますけれども、そちらのほうには歴史、水、緑といった外濠の景観に配慮した屋外広告物を誘導していきたいというふうに考えております。

そして、今後は東京都で持っている屋外広告物条例を活用して規制を強化していくなど、そ

うというような検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、6 地区ある特別地区のもう一つ、歌舞伎町地区のほうでございます。地区名としては「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」とっております。

こちらのほうに関しましては、方針を定めていくのでございますけれども、屋外広告物を活用する、そして、にぎわいと活力を高めるというような観点から方針を定めていきたいというふうに考えております。そして、エリアマネジメントの取り組みと連携して、こちらのほうの屋外広告物の活用制度を検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、改定内容の 3 つ目の、各区分地区の景観形成基準に屋外広告物に関する事項を追加するというようなことでございます。

建築物を新築する際、景観事前協議をやっているところでございますけれども、その際に屋外広告物に関することも同時に協議して、景観誘導していきたいというふうに考えております。今ここに黄色く塗られたところの、追加する景観形成基準というようなものがありますけれども、そちらのほうの文言を全ての区分地区に追加していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、その他でございます。景観まちづくり計画の一部改定とあわせて、景観まちづくり条例の改正、景観形成ガイドラインの改定も行っていきたいと思っております。

条例改正では、景観事前協議の対象に屋外広告物を追加するというようなものを考えております。

また、景観形成ガイドラインの改定のほうでは、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインを追加したいというふうに考えているところでございます。

それでは、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの概要について御説明したいと思います。

ガイドラインは景観事前協議で使っていきたいと思っておりますけれども、大きく 2 つに分けて考えております。区全域のガイドラインと地域別のガイドラインを考えていきたいと思っております。

区全域では、景観誘導に関する内容と、啓発に関する内容を示しています。

また、地域別のほうでは、より細かい地域別のものを示していこうと思っております。地区名で申しますと、先ほど御説明いたしました外濠周辺の地区と、もう一つ、歌舞伎町地区、こちらのほうを作成したいというふうに考えております。

内容につきましては、参考資料 1 の屋外広告物に関するガイドラインの素案を見ていただ



ければと思っております。

続きまして、スケジュールについての御説明でございます。

予定としましては、本日の審議会の後、パブリックコメントを実施していきたいと思っております。また、地域説明会も新宿区内の10カ所程度でやっていきたいというふうに考えております。それら意見をたくさんいただいた後、景観まちづくり審議会、そして都市計画審議会にて御審議をいただいて、今年度末に景観まちづくり計画の一部改定をできたら、というふうに予定しているところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○戸沼会長** 新宿区でつくっている新宿区景観まちづくり計画とガイドラインが具体的に一部改正されるということですね。

**○森景観と地区計画課長** はい。

**○戸沼会長** 要点は幾つかの地域に分けて、ことに歌舞伎町と外濠通りですか。非常に歴史的なものは重要視してやる地区と、歌舞伎町についてはかなり思い切って変わるというイメージのようですねけれども、皆さん、御意見とか御質問等がありましたら、どうぞ。

きょう、歌舞伎町を通ってきましたけれども、やはり相当景観は変わりますね。どうもホテル街になりそうな雰囲気ですねけれども、歌舞伎町では協議会をつくって随分議論をしていたのではないですか。その辺の情報もあつたら、皆さんの判断の参考に教えてください。

**○森景観と地区計画課長** 今回の地域別のルールづくりをしようとしたときは、外濠もそうですけれども、歌舞伎町でも検討委員会の地域部会をつくって検討してまいりました。

その中で、歌舞伎町というのは世界を代表する繁華街というようなことでもありますし、また、歌舞伎町という中で完結している。周囲が鉄道と幹線道路に囲まれたエリアでございます。ですので、歌舞伎町の外に広告が出るということも余り考えられない、というような中で、中だけで完結していくまちなので、ここだけでしたら屋外広告物の有効利用というものも十分考えられるのではないかとというようなことで、有効利用というものを今回出した次第でございます。

**○戸沼会長** ほかにどうぞ、御質問というか、疑問点があつたらどうぞ。

**○加藤委員** 加藤でございます。

最近、私らの商売もそうなんですが、スマホというか、いわゆる電子媒体が非常に発達したわけなのです。そのスマホをかざすことによって場所の案内、店の案内、まちの案内、駅からどう行くというものが必ずできると思うのです。千代田区あたりもそれが始まりました。

そういう看板というのですか、案内図というのですか、相当大きなものになると思うのですが、それはどういう位置づけでこれに加えればいいのでしょうか。

○戸沼会長 情報化時代の景観、看板のあり方じゃないかと思えますけれども。どうぞ。

○森景観と地区計画課長 今でも大型ビジョンというのは多分あると思うのです。いろいろなところで、駅前でビジョンが流れておりまして、新宿駅でも東口でもありますし、渋谷駅なんかは多数あると思います。ああいうような大型ビジョンのところにでていくのがあるのかなと思っております。

ただ、今はビジョンから一方的にまち行く人たちのほうに情報を流していくというような状況でございますので、まち行く人と、そのビジョンとの通信というのはないわけでございます。そういうのは今、技術的には多分考えられていると思えますけれども、そういうことが今後行われることができるかどうかというのは、まだこれから考えていかなければわからないところでございます。

ただ、私たちとしては、大型ビジョンも、ビジョンなりにある一定の制約を受けているところがございます。ただ、歌舞伎町の場合においてはもう少し制限を緩やかにしても余り問題ないのであれば、そういうことも考えたいというふうに思っております。そういう大型ビジョンもいろいろがとこでできていけばいいかな、というふうに思っております。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○下村委員 下村でございます。

きょうは2つ、外濠と歌舞伎町という、非常に対照的なものを提案して見せていただきました。外濠は歴史的な町並みをいかに保全していくかということを中心に考えていくでしょうし、歌舞伎町エリアは、これからさらににぎわいを増すような方向でどういうふうに変えていくのかということが、一番の基本の問題になっているのだらうと思うのです。

私も、歌舞伎町の問題ということだけではなくて、駅周辺でエリアマネジメントをやっていく上で、屋外広告物がいかに重要かということ、いろいろなところで話をさせていただいているのですが、こういうふうな形になってきて、いよいよ屋外広告物を利用したまちづくりが一步進むのではないかと大変期待をしているのです。

基本的には今回の景観の改正によると、私有物というか、いわゆる、ビルの壁面を利用した屋外広告物というのが主になっているように思うのです。

いずれ公共空間というか、広場であるとか、あるいは道路であるとか、あるいは公園であるとか、そういった場所での広告の、何らかの緩和というのは視野に入っているのかどうか、教

えてください。

○戸沼会長 今のお話は新宿区役所の景観もイメージしているのですか。それはちょっと余計な話ですけども、どうぞ。

○森景観と地区計画課長 実は、歌舞伎町の中でも道路上の広告が既にやられておりまして、街路灯に広告物がついております。

ただ、今は道路工事が始まってしまったので、街路灯がほとんど撤去されてしまって余り見られないのでございますけれども、そのようなことは既に始まっておりますので、それがきっかけとなって、どんどん広がっていくのではないかと考えております。

ただ、それも、それをやることによってまちをきれいにしたりとかいうふうに戻っていかないといけませんので、エリアマネジメントというものが当然できていくというところが条件になると思っております。いろいろなところをやるにしても、そういうものを整えてからやっていきたいと思っております。

○下村委員 ありがとうございます。

今おっしゃったのは街路灯のフラッグというか、そのようなものをイメージされてお話をされているのだと思うのです。街路灯のフラッグというのは、新宿通りもそうですし、ほかの神楽坂でも、あるいは早稲田でもある程度やっていることです。

いわゆる、もう少し、ここに書いてあるような、丁字路を生かした迷宮的楽しさを創出するという書き方になっていきますけれども、いわゆる、シネシティ広場と言われる広場とか、そういったところでももう少し積極的にいって変ですけども、広告塔とまではいかないにしても、広告を含む公共のものを建てて、そこで広告収入を得て、それをエリアマネジメントに生かしていくというふうな考え方というのが一つあると思うのです。その辺にだんだん近づいていただければ私も、歌舞伎町のまちづくりにとって非常に有効な手段になるのではないかと考えております。

一方で、今、私もいろいろな方から言われるのですけれども、歌舞伎町のまちづくりで非常に安全にきれいになってきていると言われていた反面、無料案内所のどぎつい看板と言うとちょっとあれかもしれませんけれども、その辺のところをどういうふうに規制をかけていくのか。これも一方で大切な景観の保全の問題だと思っているので、その辺については今後お考えというか、何かそういった方向はございますでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○森景観と地区計画課長 今お出しになられている屋外広告物で、基準を守っていらっしゃる

ない屋外広告物は結構あるというふうには認識しております。その中で相当悪質だというようなものは、警察と連携して指導を今でもやっているところでございますけれども、それは今後続けていきたいと思っております。

ただ、今回の屋外広告物のガイドラインというのは、実は悪いものをよくするというような感じよりも、むしろ、いいものをよりよくしていこう、そして、いいものが増えることによって、逆に悪いものがどんどん少なくなっていくというほうを狙っていますので、どちらかという、私どもはそういう観点のほうからこの改定で狙っていきたいと思っております。

**○下村委員** 今のご説明はよくわかります。私もそのとおりだと思っております。

ただ、一方でそういったところがある。それから、これをどういうふうに解決していくのか。確かに、よいものをふやしていけば悪いものが減っていくじゃないかということがあるわけですが、必ずしもそういうふうにならぬかどうかということもあります。

特に、ビルの壁面に大変大きな広告をつくるということは、ある意味で防災上の問題とか、いろいろな問題が出てくると思うのです。だから、その辺のところをしっかりと、景観と同時に防災のことも考えながらやっていかなくてはいけないなというふうに思います。

以上です。

**○戸沼会長** ほかに、どうぞ。はい、どうぞ。

**○かわの委員** かわのです。

ずっと今いろいろお話しをされたけれども、そもそも言ったら変ですけども、ここでいう屋外広告物というのはどういうものをいうのか。規制ではないというふうな言い方ですけども、例えば一般的によく見ると、ビルの屋上にネオンサイン……。今はネオンサインじゃないのかな。そういうのをど一とやっているのから始まって、小さいお店がきょうのランチメニューみたいなどころを出している。これもまた屋外広告物ですよ。

いろいろ地域によってそれぞれあれがあると思います。今言われたように、ひょっとそこを見ると、それこそ無料案内所みたいな、本当にどぎついものがある、ああいうのを何とかきちんとしていこうというところはわからないわけじゃないのですけれども、ここでいう、いわゆる屋外広告物というのは、何かそういう規定とか、何を屋外広告物というふうに言おうとしているのか、その辺の概念を教えてください。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○森景観と地区計画課長** 屋外広告物条例が既に東京都でございまして、そちらのほうで大きさとか設置の位置とか、そういうものが定められておりますので、それにのっとって、違反

しているものは注意・指導というふうなことをやっております。ですから、今後も設置場所とか大きさだとか、そういうものに関して指導はずっと続いていくと思っております。

今私たちが狙っているのは、そういう基準を満たしているものであっても、周囲との調和だとかを考えて広告物を出してもらいたいというふうに思っております。

大きさも合っている、配置場所も合っているといっても、広告の出しようによっては、隣の建物と次の建物、また次の建物がばらばらになっているというのはいろいろなところでございます。それを配置の間隔だとか、真ん中に広告を出すのか、それとも端に出すのかは自由ですが、この通りはこっちで統一していこうとかいうような話になれば、そういうことも考えていきたいと思っております。合法の中でもより景観に優しいというか、調和するというか、そういうような観点でやっていきたいというふうな感じで今回つくっております。

**○かわの委員** これはそもそも、屋外広告物の規制ということよりも、まさに景観まちづくりという視点からの広告物の関係ですよね。

それはそれでいいと思いますけれども、これが景観となってくると、感じる人の主観によって随分また変わってくるということで、一方では、「いや、お店のPRだ」というふうに言われると、これもまた、どこまでここでしぼられるかというのがいろいろあると思います。

ただ、重点地域ということで、とりあえずこの2地域を両極端というような形で置かれるということですが、その辺のラインというのか、筋というのか、目線というのか、その辺がしっかり定まらないと、規制のための規制だけでやってもだめだと思いますし、そうかといって、結局、まちがきれいになったなというふうには、あるいは何か雰囲気はよくなったなというふうにならないようではまた困るし、その辺の運用の仕方というのは大変難しいところがあるかもしれませんけれども、少し事例を示しながら、これはある程度規制の対象になるとかならないとか。そういうこともしっかり出していかないと、なかなか、ガイドラインをつくったり、あるいは条例改正までやるとすると、そういうところをしっかりと対応していく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、今後の中でその辺はどう考えていますか。

**○森景観と地区計画課長** まさに、我々も何も基準もなしに建築主の皆さん、あるいは広告主の皆さんとお話するわけにもいきませんので、しっかりと基準となるようなガイドラインを作成した上でお話をしていきたいと思っております。

そこには、よい事例というか、やはり見た目にも美しくなるような事例を紹介しながら、建物を建てる時、あるいは広告物を出すときに参考になるようなものをお示しながら協議して、景観にマッチするような屋外広告物を出していただくように協力をあおいでいきたい

というふうに思っています。

**○戸沼会長** 広告とか景観とか、これは例えば歌舞伎町なんかは非常に独特で、歌舞伎町ルネッサンスとか、今、おっしゃったように広告物から収入を得て、それでまちづくりのいい方向に行こうとか、おもしろい動きがどうも動いているようです。

きょうも我々男性側が圧倒的に多くて、女性の目から見る景観というのを、もうちょっと入れる必要があるのではないかと。きょう、せっかく区民委員で大浦さんがおいでになっていますので、歌舞伎町が相当どぎついのは確かにあったりして、あの辺も含めて何か御感想がありましたら、教えてくださいませんか。

**○大浦委員** 私、東京で生まれていますので、あの景観はなれてしまっています。ただ、私はなれているのですけれども、やはり、地方から来た人とかには、明らかに歌舞伎町というのは特殊な地域になっていると思うんですよ。

先ほど話していた無料案内所は、最初、本当によくわからなかったのですけれども、現状がつかめてきたら、今はあれだけになってしまいましたし、東京の一番見せたくない部分というような印象を私は持っております。多分、女の方はそういう印象があるかと思います。

歩くのも、前にコマ劇場があったころはミュージカルを見に行ったりして歩きやすかったのですけれども、もうドン・キホーテから裏は入りたくないです。

あと、皆さん、わからないかもしれませんが、ホストクラブの方の勧誘もすごいんですね。だから、新宿区民としてあそこはどうにかしないといけないと思っています。

ただ、秋だと思うのですけれども、歌舞伎町祭りみたいなのがあって、徳島の阿波踊りとかをやっているんですよ。そうすると、結構感じがいいんですね。せっかくあんなに有名な場所だから、お祭りとか、もうちょっと地域性の……。何て言ったらいいのか、文化的というのはちょっと厳しいかもしれませんが、お祭りとかいったものを意識してもうちょっとふやしていくと印象が変わっていくような気がします。

**○戸沼会長** せっかくだから、中西さんと小松さんにも一言ずつ、歌舞伎町についてのあり方みたいな御感想などありましたら、せっかくですからひとつ……。まだ 4 時まで少し時間がありますので。

**○中西委員** 昔の歌舞伎町の古い時代は、今でもあるのでしょうけれども、ミラノ座があったり、コマ劇場があったり、比較的入りやすかった。それ以後、急激に変わってきて、先ほど大浦委員がおっしゃっていたように、非常に入りにくい状況なんですね。

ただ、一方でこのエリア分けして景観を規制したりする部分というのは、ある部分ではめ

り張りをつけて、一律に屋外広告をどうにかするという方向よりもいいとは思うのです。

余りにも歌舞伎町の……。私もきょう歩いてここへ来たけれども、ホテル街とかはなかなか歩きづらいというか、何かよけて通りたいけれども、間に合わなかったのが真ん中を突っ切ってきたのです。

○戸沼会長 通らざるを得ませんからね。

○中西委員 そんな印象ですね。

○戸沼会長 じゃ、お願いします。小松さん。

○小松委員 小松です。私は建築で、特に学生のころ一度は踏み入って失敗をしているエリアだと思うのですが、代官山や青山が東京のイメージだというだけではないのですね。庶民的な、かつ新宿に根差した、不思議なまち空間というのを残したい。安全とか防災的なことはいろいろな形で解決していく必要があると思うのですが、包括的な、何となく神秘的な庶民的なまちというのは、新宿だけに存在するようなイメージを持っていますので、そういういい方法を編み出すにはいいなと思っています。

○戸沼会長 せっかくだから、警察の交通とか犯罪とかに関係ありますので、一言どうぞアドバイスなどをいただけるとありがたい。

○木村委員 警察署長ではなくて、交通規制係長としての意見として言わせてもらいます。

歌舞伎町地区というか、新宿警察署の管内全部なんですから、今言った景観のことと関連するかもしれませんが、置き看板、いわゆる看板が乱立しておりまして、これについての110番も相当数、1日30件、40件、110番が入るような状況です。

交通課のほうからは毎日2名ずつ出して、指導・警告という形で誓約書をとって片づけさせるようなことをやっているのですが、具体的な法令、強制的に撤去するような法令が何もないんですよ、正直言って。指導、取り締まりはできるのですが、撤去の権限がないということで、新宿区のほうに条例をつくっていただきたいというのが本音でございます。

景観の関係なんですから、先ほど簡易広告物ということで、壁面等に店の看板等を出していただければ、路上に置いてある、人の大きさがぐらいのが一晩中放置してあるわけで、道も狭くなって、それだけで景観が悪いということで、それもなくなってくるのではないかと期待するところはございます。

先ほど言った歌舞伎町のイメージですが、道路のほうから言わせていただくと、セントラルロードは現在、改修工事中です。東宝ビルができる関係で、そこに向かってのきれいな一本道ということで。また、シネシティ広場も新宿区さんのほうでいろいろ検討して、きれい

なスペースとして活用できるように。本来は道路で車道が通るはずなんですけれども、きれいなスペースができるように、いろいろ検討している最中だと思いますので、景観的なものとしてはきれいなまち並みができていくのではないかと考えています。

**○戸沼会長** ありがとうございます。

それでは、せっかくですから、消防のほうからも安全とか、火災とか、報告も含めて、何かお話しいただければと思います。

**○山本委員** 新宿消防署長の山本でございます。平素から御理解いただきましてありがとうございます。

私は消防の署長という立場上、どうしても景観よりもまず安全というのが真っ先に頭に浮かぶのです。私どもは火災のときに、逃げおくれた方を助けるためにはしご車を架梯するのですが、その架梯障害の大きな要因として屋外の看板がございます。

建物から突起している看板もさることながら、開口部を潰しての看板もございます。本来、そこに窓があればそこから助けられたものが、看板が侵入障害になって助けられなかったというような事案もございます。確かに、景観ももちろんまちづくりの意味では大きな要素かと思いますが、それ以上に安全の面で御配慮いただきたいというふうに常々思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○戸沼会長** そうですね。大きな問題ですね。

せっかくですから、皆さんで御意見を出して、こうしたらいんじゃないかという何かありますか。中川さん、何か。

**○中川委員** 歌舞伎町の話じゃなくて、この検討委員会でこんな検討がされたのかどうかということをお教えいただければということです。

先ほども道路等のものが出てきましたけれども、道路上の工作物、言ってみれば地下鉄の出口、それからバス停。今、バス停のところで西新宿のほうも広告が入ってきている。その広告は道路の車線に向かって並行の方向と、それから垂直の方向というようなことであると思うのですが、バス停等の広告物等に関して検討委員会で議論にはなったのか。それとも、そこら辺はまた別の話。いわゆる、出てくる工作物の広告について何か議論になりましたでしょうかという質問です、これは。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○森景観と地区計画課長** 広い意味で、公共の広告という話は当然いたしました。それは公が出すというような感じのもので、それも当然、公が出すようなものは、民間が出すようなもの



のお手本になるような形であるべきだというような章にしたことがございます。広い意味では、そっちのほうで出しているところがございます。

また、バス停の話も、そういうものは、委員もおっしゃったように、基準も定められていて、常日ごろからかなり美しく保たれているというふうに思っておりますので、公共で出すようなものはそうあるべきだという話はした次第でございます。

**○戸沼会長** はい、どうぞ。

**○中川委員** そうしますと、今、基本的な基準として持っている、いわゆる、道路に対して並行の方向には広告物は出さない。垂直方向に関しては、単純に言うとアルコール類等も含めて広告はだめという基準に沿って出すことは新宿区としてもオーケーという方向かどうか。これは区のほうの方策の問題もきつとあると思うのですけれども。

**○森景観と地区計画課長** 例えば、バス停の広告に関しますと、どちらかという、既に東京都の屋外広告物の審議会のほうで審議された内容でございますので、その基準とかについては別に今回の検討会の中では議論はなかったです。あったのは、そういう公共のものはより美しくしなければいけないとか、基本にならなければいけないという観点からの議論はありました。

**○戸沼会長** 大体 4 時ですけども、せっかくですから、きょうは全員発言ということで、小田桐さんと、星さんに一言ずつ、それから大崎委員には最後に一言御感想をいただきたいと思えます。

**○小田桐委員** では、一言も言っていないので。

私、神楽坂なものですから、外濠公園のことと、それから神楽坂は最近は大会社というか、観光客が非常に多くなっています。

今の置き看板の話ですが、どんどんふえてしまって、いい看板、並びにいろいろな看板がたくさんあります。例えば、銀行の前とかで、銀行は 3 時に終わるものですから、その前にどんどん並ぶ。路地の奥のほうはなかなか目立たないから、歩道のほうに出してきてしまうのですね。それが最近はやたらにふえてきた。

それから、観光客に御迷惑をかけるなど思うのは、公衆トイレがないということです。それから、公園も全然ない。1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目の間で公園はない。井戸も 1 個もない。これは防災の話ですけども。

私どもは、東京都宅地建物取引業協会という宅建のほうですけども、全日本というのもありまして、きょう合同で東池袋の違反看板の撤去で 2 時間ばかり一緒に回ってきたのです。年に 1 回合同でやるのです。

違反看板は新宿よりは少ないのですね。新宿は畳ぐらいの大きいのが 10 枚ぐらい車道側に並んでいますから。向こうはそれほどではない。ちょっとこういうのがあったけれども、敷地ぎりぎりに、縁石ぎりぎりのところに立ててある。

結局、それは注意して、風が強いときに倒れてけがするというので、多少の不安はありましたけれども、新宿ほどではない。

警察の方も来てくれて、区役所の道路管理課も来てくれて、一緒に回っていただいた。

豊島区は撤去するんだそうです。新宿は、我々も高田馬場も全日と一緒に回ったりしているけれども、注意はするけれども、注意すると効果はあるのですよ。直らないだけで、効果はあります。少し下がっていきますから。だけど、直らない。

それで、豊島区のほうに聞いたところでは、豊島区は違反であるものは撤去します。渋谷もそうなんです。全部撤去して警察に持って行って、1 週間取りに来なかったら、区のほうで何とかするというような順序になっている。新宿区だけは制度ができていない。先ほど警察のほうからそういう要望がありました。

それから、池袋でびっくりしたのは、1 階から 6 階まで全部不動産業者。結局、調べられるところはエレベーターをとめちゃっている。階段で上がっていったところが、階段はたばこを吸う場所と、それから物がいっぱい置いてあって、火事になったら……。おいしいお水なんですよ。お客さんに出すんだと思いますけれども、こんな大きい花瓶がいっぱい階段に並べてあるからお客さんに出すんだと思いますけど、火事が出たら逃げられない。そのような状況も見てきました。これはぜひ、うちの豊島区支部長のほうから消防のほうに回ってもらおうというふうに思いました。

きょうは池袋を 20 人ぐらい回ったのです。新宿ほどではないけれども、結構、向こうもかなり悪い。そういうのを見てきました。

ただ違いは、新宿区は、1 回忠告してダメなら警告して、ダメなら持ってくるということができてない。何回でも注意するというのでやっている。占有権どうのこうのという話もあるということなんだけれども、豊島区は持っていくということで、その違いがあるので、その辺はどうなのかな。

さっき下村さんがいろいろ歌舞伎町のにぎわいの話もしていましたけれども、神楽坂も、こんなことを言っただけけれども、居酒屋の看板が普通の看板の何十倍も大きく出している看板とか、みっともないというものもあるのです。住民はみんな抗議して少しでも直させたりするけれども、結構、紫の看板だとか、いろいろなくどい看板があって、神楽坂らしくないという

のが結構あります。

話の締めくくりがよくないけれども、神楽坂も困っていますということでございます。

○戸沼会長 ありがとうございます。それでは、星さん。

○星委員 それでは一言だけ。

屋外広告物に関しては都条例があるので、それについて景観面も排除できるものは排除しましょうということですから、私は大賛成です。

ただ、ビルの袖看板等については、それが道路にまたがる場合は警察署に届け出て、区の収入源に寄与しているという関係で、どこまで既存のものについて関与できるか、なかなか心配だなというふう感想を持っています。

それから、歌舞伎町に関しましては、景観を含めて、むしろ風俗環境がどうあるべきかということについて、一度全体的な、我々区民にとってどうあるべきか、どうあってほしいのかといったことを議論を持たれて、この都市計画のみならず、全体の風俗環境という観点から一度御検討いただいたら、区議会の先生もいらっしゃるのでよろしいのではないかなという感想を持っております。

以上でございます。

○戸沼会長 ありがとうございます。では、大崎さん。

○大崎委員 私は今、小田桐委員のそばに住んでいるわけでございます。神楽坂はテレビ等で、「アド街ック天国」の放映で、今すごく観光地になっているわけでございますが、観光地になっている割にはカネは余り落とさないんだという話を聞いているわけです。

反面、大浦委員の話の中で、私も毎日役所に来ているのですが、歌舞伎町というのは、今のお話の中で、環境面でいうと風俗ですよ。あそこを歩いている間に、私がいつも一番感じるのは、二、三人固まって、必ずそばに来まして、「DVDあるよ」とか、いろいろ声をかけるわけですよ。私はああいうのは嫌だから、携帯で電話をかけていればそれは言わないのですが、これは往々にしてある。

また、今、外国から観光で日本に来ますよね。歌舞伎町というところは、観光地になっているんですね。昔、我々が外国に行ったときにそういうところがあったわけですよ。ところが、今は逆に日本の新宿というところがそういうイメージを外国人に与えていることがよくないなと思うわけです。

今、警察の交通の方が話したとおり、言っても撤去できないというのは法律自体、区議会がその条例をつくるのが、早く区民のためによくなるのだから、早くそれをやってもらわないと

だめですね。

私はいつも思うのですが、何しろ役所を出るともう歌舞伎町。向こうへ行くとラブホテル。これはどう見ても、環境的にもよくないし、風俗にもよくない。若い子供たち、子供って、中学生、高校生当たりがフーテンして歩いているのを見ると、私、先に言うんですよ。「こんなところに来るんじゃないよ」と。そう言うと、「おじさん、何でそんなこと言うの」って言われるぐらいなんです。だから、ああいうところに来るのは大体常習で、また、おもしろいところがあるから来いよという人もいます。

だから、これは我々がいろいろな意味で、そういうのを積極的に、警察なり行政なりが環境をよくするためにはどうしたらいいかということを実際に取り組んでいかないと、いつになっただけこれは同じなんです。

今、小田桐さんの話の中で、不動産もよく道端に……。あれは不思議でね。本当のことを言うと、私は全部剥がしているんですよ。あれは何でああいうことを宅建業のほうが勝手にやるのかね。一回会ったら言おうかと思っていたんです。

**○小田桐委員** 実際、いつも指導しているんです。民生委員会もあれば、社会福祉委員会もあって、全部指導はしているの。直らないということです。

**○大崎委員** それは、私に言わせると、それこそ一番美観にもよくないことだから、これも警察とタイアップしながらやってもらわないと。私もよく警察関係もやっていますもので、すぐ電話するんですよ。「おい、これはちょっと」と。本当にイタチごっこじゃないけれども、自分がわかったら全部破ったり、外したりしますが、それはもう早いんだよね。いつの間に置いたかなというぐらいなんです。

そういうことで、新宿区はこれから 2020 年のオリンピックに向かってよくしないと、本当に笑いものになってしまうから。そういうことで、区議会の先生方もそれを少し考えて、より一層、この新宿のまちを明るいまちにつくるにはそういう条例をつくってください。我々、区民はみんなそれをバックアップして、やるんだから。

そういうことです。

**○戸沼会長** きょうは議員の先生方にも御注文がついたようで、変な委員会になりましたけれども、4 時の時間になりましたので、ひとまず御報告ということで、私どもの委員会はきょうは終わります。

~~~~~

日程第 3

その他・連絡事項

~~~~~

○戸沼会長 では、事務局、どうぞ。

○事務局（蓮見主査） 事務局になります。

続いて、前回の第164回都市計画審議会の議事録がございますので、本日、星委員に署名をお願いしたいと思います。

次に、本日の議事録でございますが、次回の審議会で議事録に署名をいただき、個人情報に当たる部分を除き、ホームページに公開してまいります。よろしくお願ひします。

最後に、次回の開催予定でございますが、12月1日午前10時からという予定となっております。また場所も、こちらの会場ではなく、第一分庁舎6階の研修室となっております。また、詳細、日程等につきましては郵送にて通知をさせていただきます。

次回につきましては、以前、2月5日に御報告させていただきました都市再開発方針、住宅市街地の整備開発の方針について御審議をいただく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

○戸沼会長 それでは、どうもありがとうございました。

午後 3時56分閉会